

新保険証が届きます

届け出などを忘れずに

10月1日(金)から国民健康保険(国保)被保険者証(保険証)が新しくなります。現在使用している保険証は9月30日(木)まで有効です。



受診するときは保険証の提示を

新しい保険証を郵送で発送

新しい保険証は、9月21日(火)に世帯主あてに発送します。10月1日(金)からは、新しい保険証を使ってください。保険証が届いたら、氏名などに間違いがないかを確認して、注意事項をよく読んでください。現在使っている保険証は、市役所市民課・国民健康保険課各支所・出張所に返すか、各世帯で責任を持って処分してください。なお、新しい保険証の有効期限は来年9月30日(金)までです。ただし、75歳になる人や退職者医療制度に加入している人で65歳になる人は、有効期限が来年9月30日より早くなります。いずれの場合も、有効期限を迎える前に新たな保険証を郵送します。

問い合わせは
国民健康保険課 2898-6250

日ごろの健康管理で結核を予防しよう



9月24日(金)から30日(木)までは結核予防週間です。過去の病気と思われがちな結核。しかし、年間約2万5,000人が発病するなど、今でもわが国の重大な感染症となっています。規則正しい生活と健康管理を心掛け、定期的に健康診断を。また、せきが2週間以上続く、痰や発熱などが長引く、血痰、胸の痛み、体重減少などがある場合は、早めに医療機関を受診しましょう。

問い合わせは
衛生検査課 2200-5779

こんなときには届け出を

- ①氏名や住所などが間違っていると
きは、新しい保険証と印鑑を用意し
て、市役所市民課各支所へ。
- ②既に会社などの保険証があるとき
は、会社などの保険証(扶養家族は
認定年月日の分かる書類も必要)と
国保の新旧保険証、印鑑を用意し、
市役所市民課各支所へ。
- ③国保に加入しているのに新しい保
険証が届かないときは、古い保険証
と運転免許証など本人確認ができる

物を用意し、市役所国民健康保険課
各支所へ。

そのほかの届け出事項は保険証に
同封する国保のしおりをご覧ください。

加入などの届け出 14日以内に

国保に加入・脱退するときは、14
日以内に市役所市民課各支所に届
け出を。届け出が遅れると、届け出
日から加入日までの国民健康保険税
(国保税)をさかのぼって納めること
になりますので注意してください。

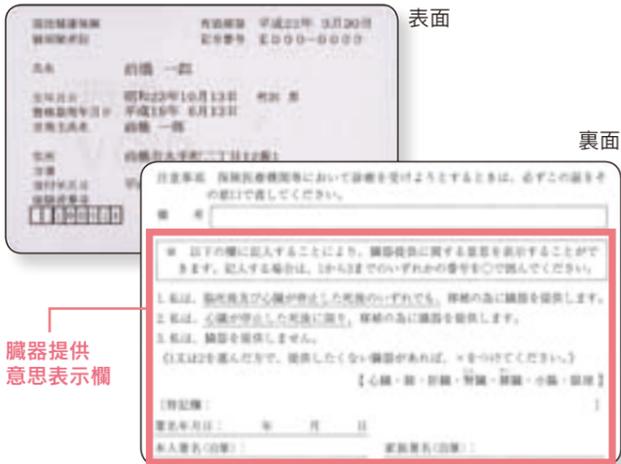
保険証の管理は しっかりと

保険証は1人1枚のカード形式で
す。紛失などに注意してください。
医療機関で診療を受けるときは、必
ず窓口で提示を。保険証を持たずに
受診したときは、医療費の全額が自
己負担となります。保険証は大切に
扱きましょう。なお、紛失した場合
は再発行しますので、運転免許証な
どの本人確認ができる物を用意し
て、市役所国民健康保険課各支所
へ。盗難などによる場合は、警察に
届け出てください。

滞納者には 資格証明書を交付

国保税を特別な理由もなく1年以上
上滞納している世帯主には、保険証
の代わりに資格証明書を交付しま
す。特別な理由とは、災害や盗難に
よる被害、納税義務者や被保険者の
病気や負傷、事業の廃止などで国保
税を納付することができないと認め
られた場合です。資格証明書で診察
を受ける場合は、医療機関などの窓
口で一度全額を支払わなければなり
ません。後日、市役所国民健康保険
課の窓口で申請し、保険給付分の払
い戻しを受けてください。

保険証の裏面で 臓器提供の意思表示が可能に



臓器提供
意思表示欄

今回から保険証裏面に臓器提供意思表示欄を設けました。
意思表示をする場合は、同封のリーフレットを見て記入して
ください。意思表示欄を隠したい場合は、同封の意思表示欄
保護シールを上から張ってください。

福祉の輪を広げる 赤い羽根募金に協力を



街頭でも実施します

10月1日(金)から赤い羽根共同募金運動
が始まります。昨年は、3,110万5,
818円もの浄財が寄せられました。こ
れらは、県や市内の社会福祉施設や団体
に配分され、地域の福祉へ有効に活用さ
れています。

ことしも、町内の役員などが各家庭に
募金のお願いに伺います。また、学校や
職場などでも募金活動を実施します。ご
協力をお願いします。

問い合わせは
いきいき生活課 2898-6237